

令和 8 年生駒市教育委員会

第 9 回定例会 議案

令和 8 年 9 月 1 5 日

生 駒 市 教 育 委 員 会

令和8年生駒市教育委員会(第9回)定例会議案目録

議案番号	議 案 名	項
報告第17号	令和7年度決算報告について	1
報告第18号	令和8年度全国学力・学習状況調査の結果について	2
報告第19号	生駒市特定教育・保育施設における給食費徴収規則の一部を改正する規則の制定について	3
議案第30号	令和8年生駒市議会第6回(9月)定例会提出議案の意見について	4
議案第31号	生駒市教育委員会の所管に係る生駒市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の制定について	6
議案第32号	生駒市立幼稚園預かり保育実施規則の一部を改正する規則の制定について	7

報告第 17 号

令和 7 年度決算報告について

令和 7 年度決算報告について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 60 年 4 月生駒市教育委員会規則第 6 号）第 6 条第 5 号の規定により、別冊のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 15 日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

報告第 18 号

令和 8 年度全国学力・学習状況調査の結果について

令和 8 年度全国学力・学習状況調査の結果について、生駒市教育委員会教育長
に対する事務委任等に関する規則(昭和 60 年 4 月生駒市教育委員会規則第 6 号)
第 6 条第 5 号の規定により、別冊のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 15 日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

報告第 19 号

生駒市特定教育・保育施設における給食費徴収規則の一部を改正する規則 の制定について

生駒市特定教育・保育施設における給食費徴収規則の一部を改正する規則の制定について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 60 年 4 月生駒市教育委員会規則第 6 号）第 6 条第 5 号の規定により、次のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 15 日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

生駒市特定教育・保育施設における給食費徴収規則の一部を改正する規則

生駒市特定教育・保育施設における給食費徴収規則（令和元年 9 月生駒市規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号。以下「令」という。）第 4 条第 1 項第 1 号」を「法第 27 条第 1 項」に改め、同条第 5 号中「令」を「子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号。以下「令」という。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 30 号

令和 8 年生駒市議会第 6 回（9 月）定例会提出議案の意見について

令和 8 年生駒市議会第 6 回（9 月）定例会提出議案の意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、教育委員会の意見を求める。

令和 8 年 9 月 15 日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

【提出議案】

- ・上中学校校舎長寿命化改修工事（Ⅰ・Ⅱ期）請負契約の締結について（追加提案分）



議案第 ●● 号

上中学校校舎長寿命化改修工事（Ⅰ・Ⅱ期）請負契約の締結について

令和8年8月17日事後審査型条件付一般競争入札に付した上中学校校舎長寿命化改修工事（Ⅰ・Ⅱ期）について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年4月生駒市条例第2号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 上中学校校舎長寿命化改修工事（Ⅰ・Ⅱ期）
- 2 契約の方法 事後審査型条件付一般競争入札
- 3 契約金額 1, 518, 000, 000円
- 4 契約の相手方 奈良県北葛城郡広陵町大字平尾11番地1
村本建設株式会社
代表取締役 高 貝 和 弘
- 5 工 期 契約の日から令和10年3月31日まで

令和8年●月●●日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 3 1 号

生駒市教育委員会の所管に係る生駒市情報通信技術を活用した行政の推進
に関する条例施行規則の制定について

上記議案を提出する。

令和 8 年 9 月 1 5 日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

生駒市教育委員会の所管に係る生駒市情報通信技術を活用した行政の推進に
関する条例施行規則

生駒市教育委員会の所管に係る生駒市情報通信技術を活用した行政の推進に関
する条例（令和 6 年 3 月生駒市条例第 1 1 号）の施行に関し必要な事項について
は、生駒市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（令和 6 年
3 月生駒市規則第 2 号）の規定の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 3 2 号

生駒市立幼稚園預かり保育実施規則の一部を改正する規則の制定について

上記議案を提出する。

令和 8 年 9 月 1 5 日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

生駒市立幼稚園預かり保育実施規則の一部を改正する規則

生駒市立幼稚園預かり保育実施規則（令和元年 9 月生駒市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「4 5 0 円」を「4 9 0 円」に、「1 1 , 3 0 0 円」を「1 2 , 3 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 6 条第 2 項の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る預かり保育料について適用し、同日前の利用に係る預かり保育料については、なお従前の例による。